2　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。ただし、原子力規制委員会が当該申請に係る燃料体の型式、設計等から見て添付することを要しない旨の指示をした書類については、添付することを要しない。

一　燃料体の耐熱性、耐放射線性、耐腐食性その他の性能に関する説明書

二　燃料体（燃料要素の集合体である燃料体にあっては、燃料要素）の強度計算書

三　燃料体の構造図

四　加工のフローシート

五　燃料材、燃料被覆材その他の部品の組成、構造、強度等に関する試験の結果に関する資料

六　品質保証に関する説明書

3　法第四十三条の三の十二第四項の検査（検査を受ける燃料体の燃料材にウラン・プルトニウム混合酸化物を含む場合に限る。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、次の表の上欄に掲げる提出時期までに同表の下欄に掲げる書類（原子力規制委員会が燃料体の品質管理の状況、加工の内容等により同表第一号の上欄に掲げる提出時期までに提出することを要しない旨の指示をした場合にあっては、同表第二号の上欄に掲げる提出時期までに前項各号に掲げる書類）を添付しなければならない。ただし、原子力規制委員会が当該申請に係る燃料体の型式、設計等から見て添付することを要しない旨の指示をした書類については、添付することを要しない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　核燃料物質の種類、初期濃縮度及び燃焼率

三　燃料材及び燃料被覆材の種類、組成及び組織並びに燃料材及び燃料被覆材以外の部品の種類及び組成

四　燃料体の構造及び重量

五　燃料体の数（燃料要素の集合体である燃料体にあっては、燃料要素の数を併せて記載すること。）

六　燃料体の製造者の名称並びに製造工場の名称及び所在地

七　燃料体を使用する発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

八　燃料体を使用する発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の概要（発電用原子炉の型式及び施設番号を含む。）

九　検査を受けようとする期日及び場所

提出時期	添付書類
一　ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料材の成形加工に着手する一月前	前項各号に掲げる書類。この場合において、同項第五号中「結果」とあるのは「計画」と、同項第六号中「品質保証」とあるのは「品質保証の計画」と読み替えるものとする。
二　燃料体の本邦への輸送を開始する一月前	前項第五号及び第六号に掲げる書類